

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成28年4月22日（平成28年（行情）諮問第320号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行情）答申第364号）

事件名：「主任矯正処遇官及び矯正処遇官の事務区分について」（特定年度特定刑事施設）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる14文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月24日付け大管発第1561号により大阪矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その一部の取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

「主任矯正処遇官及び矯正処遇官の事務区分について」は、矯正処遇官の事務分掌を記載した文書であるが、本件不開示決定は、そのほとんどの部分をマスキングしている。

その内容は明らかでないが、一般に事務分掌は、行政機関の活動の適正を検証する上での基本的な情報であると共に、単に事務分掌を明らかにすることによって、刑の執行等に具体的な悪影響が出るということは想定しがたい。

上記処分は過剰な不開示をしたものと考えられるから、再検討の上、その取消しを求める。

（2）意見書

諮問庁の主張するところは、職員の事務分担を明らかにすると、被收容者からの脅迫等があり、施設の運営に支障を来すというものと思

われる。

しかしながら、職員の事務分担（ある程度抽象的なものと思われる）を公開したからといって、脅迫の危険が高まるというような関係性がそもそも肯定しがたい。しかも、事務分担は、被収容者にとって、行政文書がなくとも、生活の中で相当部分が自ずと明らかとなっている性質のものである。これに関する文書を公開したからといって、特段脅迫等の危険が増すことは考えがたい。

更に、刑事施設における基本的な事務分掌は、事務分掌規程で明らかとなっているところである。本件異議申立てにかかる文書は、当該事務分掌の一定の具体化及び割当てを記載しているものと思われるが、個々の職員名を除くとすれば、その記載内容は、実質的に事務分掌規程と大きく異なるものではないと考えられる。この点でも、本件行政文書のほとんどをマスキングするような理由は無い。

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書及び補充理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 理由説明書

(1) 本件審査請求は、別紙に掲げる文書1ないし文書14の開示請求について、処分庁が、行政文書開示決定通知書をもって、その一部を不開示とする決定（以下、第3においては「本件決定」という。）を行ったものに対するものであり、審査請求人は、本件決定のうち、文書7（以下、第3においては「本件文書」という。）の不開示部分について開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

本件文書では、特定刑事施設Aの特定部門に勤務する主任矯正処遇官が従事する事務の担当名、従事する事務の具体的な内容及び統括矯正処遇官が統括する事務の内容等が不開示とされている。

ア 特定刑事施設Aの特定部門に勤務する主任矯正処遇官が従事する事務の担当名及び従事する事務の具体的な内容について

一般的に、刑事施設においては、被収容者が、収容中の処遇等に対する不満ゆえに、特定の職員やその家族に対し、釈放後の報復をほのめかすような事案や、自己に対する処遇を緩和するための不当な圧力や攻撃等を企図する事案が多々見受けられること、刑事施設では、職員の覇気を高め、施設全体の高い士気を維持することが、適正な被収容者処遇及び施設の管理運営上不可欠であること及び主任矯正処遇官は、事務区分に基づき、特定の事務に専従し、被収容者の処遇等に当たっていることに鑑みると、これらの情報が開示され

た場合、今後、特定の事務を遂行するに当たり、上記の攻撃等を懸念した主任矯正処遇官が職務に消極的になるなどし、その結果、施設の士気の低下を招き、ひいては、施設における職務の適正な遂行に支障を及ぼすなど、法5条6号に該当すると認められる。また、その結果として、保安事故や職員の籠絡事案等の異常事態が発生するおそれを否定できず、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条4号に該当すると認められる。

ただし、特定職名については、既に開示されている情報であることから、開示することが相当である。

イ 統括矯正処遇官が統括する事務の内容等について

標記部分が開示された場合、その情報又はその後の開示請求等で得られる情報等から、主任矯正処遇官が従事する事務の担当名を容易に推認することが可能となることから、上記アと同様の理由により、法5条4号及び6号に該当すると認められる。

(3) 以上のとおり、本件決定は、特定職名を不開示とした部分を除き、妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 諮問庁としては、上記1(2)アにおいて、本件文書のうち、特定刑事施設Aの特定部門に勤務する主任矯正処遇官が従事する事務の担当名及び従事する事務の具体的な内容については、法5条4号及び6号に該当すると認められることから、不開示とすることが相当である旨を説明したところであるが、当該事務の担当名及び従事する事務の具体的な内容のどちらも開示できない理由について、以下のとおり説明を補充する。

(2) 特定刑事施設Aの特定部門において、主任矯正処遇官が従事する事務の具体的な内容が開示された場合、当該部門において、職員体制や事務の内容の軽重、業務量等に鑑み、主任矯正処遇官の官職にある職員に担わせるべき事務をどのように区分しているのかといった情報が明らかとなるところ、他の刑事施設を含めて本件同様の開示請求を探索的・網羅的・継続的に行うことで、各刑事施設における詳細な事務の区分状況及び各区分に係る主任矯正処遇官の配置状況、事務の内容の軽重に係る評価や業務量等に関する変化等を把握することが可能となり、被収容者の身柄の奪取、暴行、自傷その他の保安事故や職員の籠絡事案等の異常事態を企図しようとする者が、その実現を容易にするおそれがある。

(3) また、主任矯正処遇官が従事する事務の担当名についても、従事する事務の具体的な内容を端的に表す名称としており、当該担当名を開示することは、従事する事務の具体的な内容の主要部分を開示することと同等の効果を生じさせるものであり、上記(2)と同様の問題が生じるおそれがある。

なお、統括矯正処遇官が統括する事務の内容等についても同様である。
(4) 以上のとおり、当該事務の担当名及び当該事務の具体的な内容のどちらについても開示することはできない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-----------------|
| ① 平成28年4月22日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年5月16日 | 審議 |
| ④ 同月19日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同年8月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同年9月13日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同月27日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙の1に掲げる文書1ないし文書14であるところ、処分庁は、その一部について、法5条1号、4号及び6号に該当するとして、不開示とする決定を行った。

これに対し、審査請求人は、文書7の不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、不開示部分のうち、その一部（別紙の2に掲げる部分）を新たに開示することとしているが、その余の部分（以下「本件不開示維持部分」という。）については原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

文書7は、特定刑事施設Aの特定部門における主任矯正処遇官及び矯正処遇官の事務区分について定めた文書である。そのうち、特定刑事施設Aの特定部門に勤務する主任矯正処遇官が従事する事務の担当名、当該主任矯正処遇官が従事する事務の具体的な内容の記載部分及び統括矯正処遇官が統括する事務の内容等の記載部分が不開示とされている。

(1) 特定刑事施設Aの特定部門に勤務する主任矯正処遇官が従事する事務の具体的な内容の記載部分について

諮問庁の説明によると、当該部門においては、職員体制や事務の内容の軽重、業務量等に鑑み、主任矯正処遇官の官職にある職員に担わせるべき事務を区分しており、主任矯正処遇官は、当該事務区分に基づき、特定の事務に専従し、被収容者の処遇等に当たっているとのことである。そうすると、当該部分を公にすると、同様の開示請求を探索的・網羅的・継続的に行うことで、詳細な事務の区分状況及び各区分に係る主任矯正処遇官の配置状況、事務の内容の軽重に係る評価や業

務量等に関する変化等を把握することが可能となるとの諮問庁の説明は首肯できる。

そして、刑事施設に勤務する職員が被収容者等から攻撃等を加えられるおそれが高いことなどに鑑みると、当該部分を公にすると、保安事故等を企図する者にとっては、事前に入念な計画を立てることが容易になり、その結果、保安事故等をじゃっ起させ、又はその発生の危険性を高めるおそれがあることから、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められ、当該部分は法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(2) 特定刑事施設Aの特定部門に勤務する主任矯正処遇官が従事する事務の担当名について

当該部分を見分したところ、主任矯正処遇官が従事する事務の担当名には、従事する事務の具体的な内容を端的に表す名称が付されており、当該担当名を公にすることは、従事する事務の具体的な内容の主要部分を開示することと同等の効果を生じさせるものであると認められる。そうすると、上記(1)と同様の理由で、当該部分は法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(3) 統括矯正処遇官が統括する事務の内容等の記載部分について

当該部分を公にすると、統括矯正処遇官の下で主任矯正処遇官が従事する事務の担当名を容易に推認することができることから、上記(1)と同様の理由で、当該部分は法5条4号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、4号及び6号に該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条4号及び6号に該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条4号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

1 本件対象文書

- 文書1 特定年月日付け法務省矯保第1199号法務省矯正局長通達「被収容者の動静等の記録について」（特定年 特定刑事施設A）
- 文書2 特定年月日付け法務省矯保第1200号法務省矯正局保安課長通知「「被収容者の動静等の記録について」の運用について」（特定年 特定刑事施設A）
- 文書3 特定年月日付け法務省矯成第5645号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長通知「「被収容者の動静等の記録等について（通達）」の留意事項について」（特定年 特定刑事施設A）
- 文書4 特定年月日付け法務省矯成第1256号法務省矯正局成人矯正課長・法務省矯正局少年矯正課長・法務省矯正局矯正医療管理官通知「「静穏室等への収容について」について」（特定年 特定刑事施設A）
- 文書5 特定年月日付け達示第7号「「特定刑事施設A要注意者等処遇規程」の制定について」（特定年 特定刑事施設A）
- 文書6 特定年月日付け達示第27号「受刑者の隔離等の措置に関する運用細則の制定について」（特定年月日一部改正 特定刑事施設B）
- 文書7 特定年月日付け所長指示第8号「主任矯正処遇官及び矯正処遇官の事務区分について」（特定年度 特定刑事施設A）
- 文書8 特定年月日付け達示第5号「特定刑事施設A事務分掌規程」（特定年月日一部改正 特定刑事施設A）
- 文書9 特定年月日付け達示第3号「総務部調査官の事務分掌について」（特定年度 特定刑事施設A）
- 文書10 特定年月日付け所長指示第53号「統括矯正処遇官の担当する工場及び居室について」（特定年度 特定刑事施設A）
- 文書11 特定年月日付け首席矯正処遇官（処遇担当）指示第122号「処遇主任等の担当する工場及び居室について」（特定年度 特定刑事施設A）
- 文書12 特定年月日付け達示第3号「特定刑事施設C事務分掌規程」（特定年月日一部改正 特定刑事施設B）
- 文書13 特定年月日付け達示第2号「特定刑事施設Bにおける統括矯正処遇官の事務分掌について」（特定年度 特定刑事施設B）
- 文書14 特定年月日付け達示第3号「特定刑事施設Bにおける処遇部門の主任矯正処遇官の事務分掌について」（特定年度 特定刑事施設

設B)

- 2 諮問庁が開示している部分
文書7の2ページ3行目の特定職名